

農地の無断転用は違反です

農地の転用とは

田や畑などの農地を駐車場や資材置場（一時的な場合を含む）、住宅、工場、道路、山林など耕作以外の目的で用いることを農地の転用といいます。

市街化調整区域内の農地の転用には許可が必要であるため、許可を得ずに使用すると無断転用となり、法律違反となります。

なぜ許可が必要なのか

農地はお米や野菜を生産する役割以外にも生き物を育む役割、自然災害を防止する役割をもっています。これらを守るため、農地の転用は農地法による規制がかけられています。

無断転用するとどうなるの

無許可での転用や、申請と異なる目的での使用は農地法の違反となります。

この場合、都道府県知事等は農地への原状回復命令を出すことができ、従わない場合は3年以下の

懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が課せられる可能性があります。

田や畑に家を建てたい、資材置場として借りたいといわれた際は、農地が所在する農業委員会窓口までご相談ください。

すでに無断転用されている場合

登記地目が田や畑など農地であるにもかかわらず、現況が駐車場や資材置場など農地以外になっている場合は過去に無断転用されている可能性があります。相続した土地が無断転用されていた例もありますので、無断転用が明らかになった場合は至急、農業委員会へご相談ください。

問合せ先 農業委員会事務局（まちづくり推進課） ☎95-1614



お願いします！ 農地の適正管理

農業委員会では「近隣の農地が荒れていて困る」など、毎年多くの相談や苦情を受けています。

農地が荒れたままの状態になると、病害虫や鳥獣被害の発生原因となり、周辺耕作農地に悪影響を及ぼすだけでなく、ゴミを不法投棄される、枯草火災が発生するなどの心配もあります。

農地等の管理責任は所有される方にありますので、適正管理のために草刈りは、最低年3回（春・夏・秋）おこなうようにしてください。

農業委員会では、町内の2団体と「大口町農地等の適正な管理の推進に関する協定」を締結し、農地等を所有される方から農地等の維持管理に関する相談があった場合に、協定を締結した2団体を紹介しています。作業の依頼は、直接農地等を所有される方からいずれかの団体にしてく

ださい。

作業のご依頼

▽一般社団法人アクティバル

☎84-2200

▽公益社団法人大口町コミュニティ・ワークセンター

☎95-8101

問合せ先 農業委員会事務局（まちづくり推進課） ☎95-1614



草が生い茂ってしまうと、耕作できる状態に再生することも難しくなってしまいます